

指定通所介護・介護予防日常生活支援総合事業 デイサービスセンター ハピネス昭和の森 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ファミリーが開設するデイサービスセンターハピネス昭和の森（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び介護予防日常生活支援総合事業（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 デイサービスセンター ハピネス昭和の森
 - (2) 所在地 東京都昭島市代官山一丁目2番1号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 1名 （特別養護老人ホームハピネス昭和の森と兼務することができる。）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) 従業者
通所介護従事者は、指定通所介護等の業務にあたる。

職種	配置人数	職務内容等
生活相談員	1名以上	指定通所介護等の利用申込にかかる調整、通所介護計画又は介護予防通所介護計画（以下「通所介護計画等」という。）の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。
介護職員	4名以上	利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。
看護職員	1名以上	
機能訓練指導員	1名以上	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

※上記に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

1単位 サービス提供時間帯 午前9時から午後5時 定員37人

(指定通所介護等の内容)

第7条 指定通所介護等の内容は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画又は総合事業サービス計画書（以下「居宅サービス計画等」等）に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

サービスの種類	サービス内容
介 護	日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護を行う。
入 浴	家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助を行う。
食 事	食事を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助を行う。
排 泄	重度の方でも身体状況を考慮し、可能な限り自立して行えるよう支援する。
機 能 訓 練	体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。
健 康 管 理	看護職員・介護職員が連携し、健康管理を行います、また体調の変化の早期発見に努めます。医療が必要と判断した際には速やかに医療機関へ引き継ぎます。
アクティビティ	利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。 例) レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操
送 迎	送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。
相 談 ・ 助 言	利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条 指定通所介護等の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者又は包括支援センター（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の

指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

- 3 正当な理由なく指定通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護又は介護予防通所介護又は介護予防日常生活支援総合事業（以下「通所介護等」という。）の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

（個別援助計画の作成等）

- 第9条 指定通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画を作成する。
- 2 通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
 - 3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

（指定通所介護等の提供記録の記載）

- 第10条 通所介護従事者は、指定通所介護等を提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所介護等について、介護保険法第41条第6項または法第53条第6項の規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

（指定通所介護等の利用料等及び支払いの方法）

- 第11条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割又は3割とする。
- 2 通常の事業の実施地域を超えて行う指定通所介護に要した交通費は、1kmあたり65円を徴収する。
 - 3 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その内容及び費用について、あらかじめ利用者又はご家族に対し同意を得る事とする。
 - 4 指定通所介護等の利用者は、当センターの定める期日に、別途重要事項説明書で指定する方法により納入することとする。

（通常の事業の実施地域）

- 第12条 通常の事業の実施地域は、昭島市、立川市、福生市とする。

（契約書の作成）

- 第13条 通所介護等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

- 第14条 通所介護従事者等は、指定通所介護等を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければな

らない。

- 2 指定通所介護等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (2) 非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。
- (3) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。
- (4) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・・・・・年1回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時
- (5) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第16条 通所介護等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条

事 項	内 容
喫 煙	喫煙は、所定の場所にて喫煙することとする。煙草およびライターは、職員で管理させていただく場合がある。
金 銭 ・ 貴 重 品 の 管 理	金銭および貴重品は原則施設では預からない。
食 べ 物 の 持 ち 込 み	管理や健康上の理由のため、要相談とする。
設 備 ・ 器 具 の 利 用	設備・器具の使用は自由とする。但し、故意又は重大な過失により、滅失、破損、汚損等があった場合は、協議の上、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価をいただくことがある。
身 体 拘 束	原則として行わない。但し、緊急やむを得ない場合は、同意の上、同時に拘束をしない対応を検討する。
宗 教 ・ 政 治 活 動	他利用者、職員に対する宗教活動、政治活動は禁止とする。
サービス提供中におけるリスクマネジメント	利用者への介護サービスについては、基本的に自立を支援する内容とする。ただし、安全面には細心の注意を払うようにはするが、利用者の意思尊重し、制約の少ない生活送っていただくよう支援するうえで、移動時の転倒や車いす・ベッドからの転落等の事故がおり得ることはある。

感染症等の発生、流行時の面会	施設内での蔓延を防止するため、場合によっては面会等を制限することがある。
男性介護職員の有無	有
禁止行為	飲酒、けんか、口論、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害する事。 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらをに持ち出すこと。

（相談・苦情対応）

第18条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

（事故処理）

第19条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（秘密保持等）

第20条 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、措置を講じる。

3 利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得る。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第21条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第22条 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善に努める。

2 この規程に定めるものの他の扱いは理事長と施設長との協議に基づき決定する。

附 則

この規程は、2015年 4月 1日から施行する。

2015年 8月 1日（一部変更）

2016年 4月 1日（一部変更）

2017年 4月 1日（一部変更）

2018年 4月 1日（一部変更）

2018年 8月 1日（一部変更）

2019年10月 1日（一部変更）

2021年 4月 1日（一部変更）

2022年10月 1日（一部変更）

2023年 8月 1日（一部変更）

2024年 3月 1日（一部変更）

2024年 4月 1日（一部変更）

2024年 8月 1日（一部変更）

2025年 4月 1日（一部変更）

【別紙】

デイサービスセンター ハピネス昭和の森 料金表

1 指定通所介護サービス

提供時間 7 時間以上 8 時間未満の利用料金（1 日の料金目安）

	単 位 数	地域区分 4 級地	介護報酬基準額 (一日当り)	介護保険適用時の 一日当り自己負担額		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護度 1	6 2 9 単位	10.54 円	6, 6 2 9 円	6 6 3 円	1, 3 2 6 円	1, 9 8 9 円
要介護度 2	7 4 4 単位		7, 8 4 1 円	7 8 5 円	1, 5 6 9 円	2, 3 5 3 円
要介護度 3	8 6 1 単位		9, 0 7 4 円	9 0 8 円	1, 8 1 5 円	2, 7 2 3 円
要介護度 4	9 8 0 単位		1 0, 3 2 9 円	1, 0 3 3 円	2, 0 6 6 円	3, 0 9 9 円
要介護度 5	1, 0 9 7 単位		1 1, 5 6 2 円	1, 1 5 7 円	2, 3 1 3 円	3, 4 6 9 円

(1) 加 算

加 算 項 目		単 位 数	地域区分 4 級地	介護報酬基準額 (一日当り)	介護保険適用時の 一日当り自己負担額		
					1 割負担	2 割負担	3 割負担
生活相談員配置等加算		1 3 単位/日	10.54	1 3 7 円/日	1 4 円/日	2 8 円/日	4 2 円/日
生活機能向上連携加算	I	1 0 0 単位/月		1, 0 5 4 円/月	1 0 6 円/月	2 1 1 円/月	3 1 7 円/月
	II	2 0 0 単位/月		2, 1 0 8 円/月	2 1 1 円/月	4 2 2 円/月	6 3 3 円/月
口腔機能向上加算	I	1 5 0 単位/回		1, 5 8 1 円/回	1 5 9 円/回	3 1 7 円/回	4 7 5 円/回
	II	1 6 0 単位/回		1, 6 8 6 円/回	1 6 9 円/回	3 3 8 円/回	5 0 6 円/回
入浴介助加算 (I)		4 0 単位/日		4 2 1 円/日	4 3 円/日	8 5 円/日	1 2 7 円/日
入浴介助加算 (II)		5 5 単位/日		5 7 9 円/日	5 8 円/日	1 1 6 円/日	1 7 4 円/日
個別機能訓練加算 I	イ	5 6 単位/日		5 9 0 円/日	5 9 円/日	1 1 8 円/日	1 7 7 円/日
	ロ	7 6 単位/日		8 0 1 円/日	8 1 円/日	1 6 1 円/日	2 4 1 円/日
個別機能訓練加算 II		2 0 単位/月		2 1 0 円/月	2 1 円/月	4 2 円/月	6 3 円/月
サービス提供体制強化加算 I		2 2 単位/日		2 3 1 円/日	2 4 円/日	4 7 円/日	7 0 円/日
サービス提供体制強化加算 II		1 8 単位/日		1 8 9 円/日	1 9 円/日	3 8 円/日	5 7 円/日
サービス提供体制強化加算 III		6 単位/日		6 3 円/日	7 円/日	1 3 円/日	1 9 円/日
A D L 維持等加算 (I)		3 0 単位/月		3 1 6 円/月	3 2 円/月	6 4 円/月	9 5 円/月
A D L 維持等加算 (II)		6 0 単位/月		6 3 2 円/月	6 4 円/月	1 2 7 円/月	1 9 0 円/月
中重度者ケア体制加算		4 5 単位/日		4 7 4 円/日	4 8 円/日	9 5 円/日	1 4 3 円/日
認知症加算		6 0 単位/日		6 3 2 円/日	6 4 円/日	1 2 7 円/日	1 9 0 円/日
科学的介護推進体制加算		4 0 単位/月		4 2 1 円/月	4 3 円/月	8 5 円/月	1 2 7 円/月
若年性認知症受入加算		6 0 単位/日		6 3 2 円/日	6 4 円/日	1 2 7 円/日	1 9 0 円/日
栄養改善加算		2 0 0 単位/回		2, 1 0 8 円/回	2 1 1 円/回	4 2 2 円/回	6 3 3 円/回

栄養アセスメント加算		50単位/月	10.54	527円/月	53円/月	106円/月	159円/月
口腔・栄養スクリーニング加算	I	20単位/回		210円/回	21円/回	42円/回	63円/回
	II	5単位/回		52円/回	6円/回	11円/回	16円/回
介護職員等 処遇改善加算		I	月の総単位数に加算率（9.2％）を乗じた単位数				
		II	月の総単位数に加算率（9.0％）を乗じた単位数				
		III	月の総単位数に加算率（8.0％）を乗じた単位数				
		IV	月の総単位数に加算率（6.4％）を乗じた単位数				

2
介護予防・日常生活支援総合事業
（1月の料金目安）

	単 位 数	地域区 4級地	介護報酬基準額 （一月当り）	介護保険適用時の 一日当り自己負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	1,672単位	10.54円	17,622円	1,763円	3,525円	5,287円
要支援2	3,428単位		36,131円	3,614円	7,227円	10,840円

（1）加 算

加 算 項 目		単 位 数	地域区 分 4級地	介護報酬基準額	介護保険適用時の 一月当り自己負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
生活機能向上グループ加算		100単位/月	10.54	1,054円/月	106円/月	212円/月	316円/月
運動器機能向上加算		225単位/月		2,371円/月	238円/月	476円/月	711円/月
若年性認知症受入加算		240単位/月		2,529円/月	253円/月	506円/月	759円/月
科学的介護推進体制加算		40単位/月		421円/月	43円/月	85円/月	127円/月
栄養アセスメント加算		50単位/月		527円/月	53円/月	106円/月	159円/月
栄養改善加算		200単位/月		2,108円/月	211円/月	422円/月	633円/月
口腔機能向上加算	I	150単位/月		1,581円/月	159円/月	317円/月	475円/月
	II	160単位/月		1,686円/月	169円/月	338円/月	506円/月
選択的サービス複数実施加算	(I)1	480単位/月		5,059円/月	506円/月	1,015円/月	1,518円/月
	(I)2	480単位/月		5,059円/月	506円/月	1,015円/月	1,518円/月
	(I)3	480単位/月		5,059円/月	506円/月	1,015円/月	1,518円/月
	(II)	700単位/月		7,378円/月	738円/月	1,476円/月	2,214円/月

事業所評価加算		120単位/月		1,264円/月	127円/月	253円/月	380円/月
生活機能向上 連携加算	(Ⅰ)	100単位/月		1,054円/月	106円/月	212円/月	316円/月
	(Ⅱ)1	200単位/月		2,108円/月	211円/月	422円/月	633円/月
	(Ⅱ)2	100単位/月		1,054円/月	106円/月	212円/月	316円/月
口腔・栄養スクリーニング加算	I	20単位/月		210円/月	21円/月	42円/月	63円/月
	II	5単位/月		52円/月	6円/月	11円/月	16円/月
サービス提供体制強化 加算 I							
要支援1		88単位/月		927円/月	93円/月	186円/月	279円/月
要支援2		176単位/月		1,855円/月	186円/月	371円/月	557円/月
サービス提供体制強化 加算 II							
要支援1		72単位/月		758円/月	76円/月	152円/月	228円/月
要支援2		144単位/月		1,517円/月	152円/月	304円/月	456円/月
サービス提供体制強化 加算 III							
要支援1		24単位/月		252円/月	26円/月	51円/月	76円/月
要支援2		48単位/月		505円/月	51円/月	101円/月	152円/月
介護職員等 処遇改善加算	I	月の総単位数に加算率（9.2％）を乗じた単位数					
	II	月の総単位数に加算率（9.0％）を乗じた単位数					
	III	月の総単位数に加算率（8.0％）を乗じた単位数					
	IV	月の総単位数に加算率（6.4％）を乗じた単位数					

3 その他係る費用

	料 金	備 考
食 事 代	730円/日	おやつ代含む
特 別 利 用 料	実 費	行楽地等の入場用、施設内カフェ、施設内ショップ等 を利用された際の料金
レ ク リ エ ー シ ョ ン ・ ク ラ ブ 費	実 費	ご利用者による希望参加型のレクリエーションやク ラブ活動参加時の材料費、先生への謝礼等（生け花や、 折り紙等の材料費）
個 別 物 品 費	実 費	ご利用者、そのご家族が購入を希望され、個別に購入 する物品。（個別対応の車椅子や、介護靴等）
特 別 な 食 事 代	実 費	ご利用者が特別に希望した食事費用（外食や出前等）
おむつ費・尿パット代	実 費	サービス提供にあたり必要となるおむつの費用
通 常 実 施 地 域 以 外 の 交 通 費	1 kmあたり 片道 65 円	昭島市・立川市・福生市以外の地域にかかる交通費

※その他、日常生活に関わる費用の徴収が必要となった場合、その内容及び費用についてあらかじめ、ご利用者又はご家族に対して説明、通知を行います。